

《平成21年度予算決定》・・・基本方針は可能な限り収入の確保と支出の抑制

平成21年2月20日に開催された第141回組合会において、平成21年度の事業運営方針及び収入支出予算が承認され、決定いたしました。一般勘定の収入支出予算26億1,792万円（被保険者一人当たり569,113円）、介護勘定の収入支出予算2億1,347万円（保険料徴収被保険者一人当たり73,609円）となりました。尚、保険料率は一般健康保険料率67/1,000、介護保険料率10/1,000と平成20年度から、据え置きとなりました。

事業運営方針

◎健保組合運営の取り組みとして、①公法人としての自覚と責任を踏まえた公正・適正・円滑な事業運営 ②事業主、被保険者との相互理解と協調による円滑な事業運営 ③財政健全化に向け、一層の経費節減と費用対効果を踏まえた効果的な事業運営を行う。

◎平成21年度の主要活動は、特定健診及び特定保健指導の義務化へ平成20年度に引続き対応すると共に、扶養家族認定の為の検認、健康保険証のカード化が課題であり、これらの課題に対応するためには母体等と連携・協力して多岐にわたる活動への取り組みが必要であり、下記方針と施策をもとに円滑な事業運営を進めたい。

1. 健全財政化の推進

- (1) 一般及び介護保険料率を中長期的視点に立ち、別途積立金の活用を前提に総合的に検討
- (2) レプト点検の強化による不適切な医療費支払い防止
- (3) 法定準備金、別途積立金の安全かつより効果的な資産運用

2. 保健事業の重点化と効率的推進

- (1) 特定健診・特定保健指導の更なる体制づくりの推進
- (2) 「生活習慣病の一次予防と気付き」をテーマとして、35歳被保険者を対象とする健康づくりセミナー（愛称：LIS21）の実施
- (3) 歯科検診を継続実施し、要指導者への重点指導活動（愛称：ALOHA II）の推進及びその受診率向上
- (4) 婦人科癌検診は30歳以上希望者を対象とし、例年どおり定期健康診断と一緒に実施。尚、乳癌検診の精度向上のため乳腺エコーを中心に置き、隔年でマンモグラフィを実施

3. コンプライアンスの徹底とレベルアップ

- (1) 加入者への情報の適時、適切な情報提供と開示の徹底
- (2) 個人情報保護に係わる健保関連規程・マニュアル類の継続整備と外部委託業者との契約書見直し並びにそれらの遵守徹底

4. 検認と健康保険証カード化と事務処理体制の強化・業務効率化

- (1) 被扶養者検認：9月頃予定、健康保険証カード化：10月頃予定
- (2) レプト情報システムの導入等による事務局業務の効率性向上

予算編成方針

◎一般健康保険、介護保険は相互に独立の会計ながら事業主、被保険者では負担としてトータル視することから、総合的に検討する。料率改定が全体を左右する為昨年同様、介護保険、一般保険の順で検討策定を進める。料率検討に際しては継続的な収支バランスを考える趣旨から、今後3年間の収入及び保険給付費等の支出動向を想定し、別途積立金の活用を織り込み、試算する。

1. 介護勘定

- (1) 介護納付金は減少（平成20年度比約12百万円減）
- (2) 徴収対象者が減少のため若干収入減
- (3) 介護保険準備金は平成20年度末で約87百万円の見込み（約4.6ヶ月分支出相当）
- (4) 料率を10%にて据え置く（平成17～19年は77%幅0.6%にて推移。平成19～20年は、10%で継続している）

2. 一般勘定

- (1) 拠出金関係の合計は、平成20年度比約100百万円の増加。
- (2) 別途積立金残高は、平成20年度末で約13億円の見込み（約6.6ヶ月分支出相当）
- (3) 事業主、被保険者の負担割合は据え置く。
- (4) 事業体における定年退職者再雇用制度（平成18年4月導入）が3年目を迎える。
- (5) 介護保険料の据え置きに呼応した形で、一般健康保険料も67%にて据え置く。
- (6) 保健事業費では、昨年に引続き、特定健診及び特定保健指導の更なる体制作りを推進することを念頭に、優先的に予算化する。
従来の健康増進法、健康日本21計画、保健事業等指針、健康診査等指針の各趣旨に則る生活習慣病一次予防のための健診、健康づくり両事業は上記（特定健診・特定保健指導の義務化）との整合性を図りつつ実施する。
- (7) 予備費は、平成20年度水準を参考にして確保する。

平成 21 年度収入支出予算（一般勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成 21 年 3 月～平成 22 年 2 月平均＞

平均標準報酬月額 410,000 円	全被保険者一人当たりの標準賞与額 1,628 千円	
被保険者数 4,600 人	総標準賞与額（年間合計） 7,490,000 千円	
平均年齢 44.21 歳	被扶養者数 5,257 人	扶養率 1.12 人
前期高齢者数 93 人	前期高齢者加入率 0.914005%	保険料率 67/1,000

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
健康保険料	1,975,454	事務費	67,170
国庫負担金	746	保険給付費	1,102,214
徴収金	1	拠出金	1,113,971
国庫補助金	988	保健事業費	227,020
特定健診等事業収入	24,360	還付金	110
雑収入	69,534	連合会費	1,500
		雑支出	500
小計（経常収入） 2,071,083		小計（経常支出） 2,512,485	
調整保険料収入	35,437	財政調整事業拠出金	35,437
別途積立金繰入	474,400	予備費	70,000
財政調整事業交付金	37,000		
不用財産等売払代	2		
収入合計 2,617,922		支出合計 2,617,922	

平成 21 年度収入支出予算（介護勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成 21 年 3 月～平成 22 年 2 月平均＞

平均標準報酬月額 460,000 円（対象者＝40 歳以上 65 歳未満の被保険者）	
保険料徴収者一人当たりの標準賞与額 1,879 千円	総標準賞与額（年間合計） 5,450,000 千円
第 2 号被保険者数（介護保険対象者） 4,563 人	保険料率 10/1,000
（うち保険料徴収者） 2,900 人	

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
介護保険料	213,460	介護納付金	195,326
雑収入	5	介護保険料還付金	100
		積立金（準備金繰入）	18,039
収入合計 213,465		支出合計 213,465	

平成21年度保健事業計画

◆特定健康診査・特定保健指導事業

平成20年度に引続き、特定健診・特定保健指導の更なる体制作りを、次の施策によって推進する。UBS社HW21+（ヘルシー・ウェア・21プラス：健康情報管理システム）の導入と被保険者データ取込による階層化の着手、被扶養者健診のアウトソーシング（三菱化学メディエンス株式会社）の充実、特定保健指導のアウトソーシングの実施です。

◆保健指導宣伝事業

健康カレンダー、医療費のお知らせ等の配布、旬刊健康管理情報紙「健康のひろば」の掲示等、健康に関する理解促進のための啓発活動を行います。また、健康管理推進委員会や全国健保窓口担当者・看護職打合会の開催により、各事業所と協力して保健指導の立案推進を行います。特に、「健康増進法」及び「健康日本21」に関する情報提供を実施します。保険給付への理解促進と医療費適正化への啓発活動を行います。各事業所では、衛生講話、体力測定、健康づくり指導や、健康PR紙の配布等により保健衛生普及活動を行います。

◆疾病予防事業

○ドック健診・家族健診

被保険者や家族皆様の健康管理のために、健康管理室との連携により、40歳以上の被保険者を対象にドック健診、30歳以上の希望者に対する婦人科健診及び35歳以上75歳未満の家族健診（被扶養者と任意継続被保険者を対象）を実施します。なお、乳癌検診の精度向上の為、乳腺エコーを中心に置き、隔年でマンモグラフィーを実施します。

○歯科検診

平成21年度もライオン歯科予防プログラム（愛称 ALOHA II：All Lion Oral Health Activity II）で被保険者を対象に実施します。歯科検診を定期健康診断の項目に位置付け、口腔内診査、必要に応じて予防処置対象者に歯石除去等を実施するとともに、歯周病予防に繋がる自己管理能力の向上を目指して情報提供します。

○老人健康相談活動

昨年に引続き、共同介護教室への参加を実施します。

○健康づくりセミナー

35歳到達被保険者を対象に「生活習慣病一次予防への気付き」を徹底するライオン健康づくりセミナー（愛称 LIS21：Lion Life Innovation Seminar21）を1泊2日で実施します。参加者は130名予定。平成21年度は9年目の実施となります。フォロー施策として事業体保健師による面談を実施し、受講後の状況把握と継続指導を行ないます。

◆体育奨励事業

各事業所の文体サークル、労働組合及び事業所等の協力を得て、運動会、ハイキング、スキー、ソフトボール、卓球、テニス、ボーリング、縄飛び大会、ウォークラリー、ヨガ体操等の多彩な体育行事に助成し、健康づくりを推進します。

ライオン健康保険組合からのお知らせ

● 平成21年1月から「出産育児一時金」の支給額が変わりました！

分娩に関連して重度の脳性麻痺を発症した場合の速やかな経済的な補償に加え、その原因を分析することなどによって、安心して産科医療を受けられる環境整備を目指す産科医療補償制度が、平成21年1月より開始されました。これに伴い、平成21年1月1日以降の産科医療補償制度対象分娩については、従来の出産育児一時金に3万円を加算して支給します（1児につき、35万円が38万円になります）。これは、産科医療補償制度の掛け金を、考慮した支給額となっています。

※1 産科医療補償制度に加入している分娩機関に限りますが、平成21年1月現在、病院・診療所の99.5%、助産所の95.5%が加入しています。

※2 平成21年10月からは、更に増額して42万円になる予定です。

● 70歳以上75歳未満の高齢者（現役並み所得者は除く）窓口負担が据え置かれます！

平成21年4月から70歳以上75歳未満の高齢者の窓口負担は、医療費2割となることになっていましたが、平成22年3月までは、1割に据え置かれました。

● 平成21年度家族健康診断のご案内について！

昨年4月からスタートしました医療保険者（健康保険組合等）に対する内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した「特定健診・特定保健指導の義務化」に対し、当健康保険組合は、35歳以上に加え、40歳以上から75歳未満の被扶養者および任意継続被保険者の方を対象に、家族健康診断が受診しやすい体制づくりを進めております。生活習慣病は初期のうちに発見して、治療や生活習慣を改善することが大切です。

尚、平成21年度の家族健康診断の実施につきましては、平成20年度同様に、外部委託先機関「三菱化学メディエンス株式会社 健康検診事業部」に、“健診のご案内”から健診後の“健診結果”把握等の業務代行を委託します。“健診のご案内”につきましては、6月～7月頃に、健診受診対象者の方に直接送付いたしますので、積極的に受診していただきますよう、宜しく願い申し上げます。

● 【公告：任意継続被保険者の標準報酬月額について】

当組合の任意継続被保険者に係る標準報酬月額とその適用期間について、下記のとおり公告致します。

I. 健康保険法第47条第2項に基づき、前年9月30日現在における当組合全被保険者の平均標準報酬月額を算定した結果、任意継続被保険者の標準報酬月額を決定する基礎となる標準報酬月額を次のとおりとする。

等級	標準報酬月額
27等級	410,000円

II. 適用期間

平成21年4月1日～平成22年3月31日

ライオン健康保険組合からのお知らせ

●【医療費削減の心掛け】

①ハシゴ受診はやめましょう

病院を転々と変えると、行く先々で同じ検査などを受けることになり、医療費のムダづかいにつながりやすくなります。また、薬の重複による危険も一杯。治療に納得がいかず病院を変えるときはその旨を話し、「紹介状」をもらってから、転院するようにしましょう。

②診療時間内に受診しましょう

休日・深夜・時間外の受診には、割り増し料金がかかります。急病のときなど、やむえない場合を除き、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

③医師の指示に守りましょう

服薬や生活管理など、医師の指示を守ることが、効果的な治療につながります。また、むやみに薬を欲しがったり、自分で治ったと判断して勝手に治療をやめてしまうと、実際には治っておらず、1ヶ月以上してまた通院となれば、初診料を再度払うことになります。病気の治り具合も後戻りとなりますので、医師の指示を守りましょう。

④やはり健康管理・健康づくりを

生活習慣病は慢性化して治りにくく、長期の治療が必要になり、医療費も多くかかります。日頃から、栄養・休養・運動のバランスのとれた生活を送り、健康づくりを心掛けましょう。

⑤ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。

●「被扶養者(家族)の確認」についてお願い！

春は、卒業、就職のシーズンです。卒業、就職、出産、結婚、死亡等で被扶養者の増減があった場合、「被扶養者異動届」を健保組合へ提出していただいておりますが、厚生労働省の通達（平成16年10月29日）により、毎年、被扶養者（家族）の確認を行うよう指示がありました。被扶養者（家族）の現況を確認させていただくために、平成21年9月頃に、被扶養者（家族）の確認を予定しております。収入がある場合や年齢などに応じて、必要な関係書類の提出をお願いすることになりますので、お手数をおかけ致しますが、ご協力下さいますよう宜しくお願い致します。

尚、次の事項に該当した場合は、事業主を通じて「被扶養者異動届」を、当健保組合へ提出して下さい。また、結婚などにより氏名が変わられた場合は、事業主を通じて「氏名変更届」を、5日以内に届け出て下さい。

①就職が決まり会社に勤めるようになった。

②パート・年金等の年間収入が、60歳未満の方は130万円以上（障害年金受給の方は、180万円以上）、60歳以上の方は180万円以上あるまたは見込まれる。

③結婚により配偶者（無収入または②の基準を超えていない）ができた。

④お子様が生まれた

⑤75歳（一定の障害のある方は65歳）になったとき⇒後期高齢者医療制度に加入します

ライオン健康保険組合からのお知らせ

●【健康保険証がカードに変わります】

現在、健康保険証は紙証として発行しておりましたが、被保険者および被扶養者の方の利便性を図るため、健康保険被保険者証を新たにカード様式とし、被保険者とその被扶養者に一人一枚ずつ交付いたします。被保険者・被扶養者の方の、新保険証（カード）は、平成 21 年 10 月頃に各事業所宛に送付いたします。また、任意継続被保険者の方へは、ご自宅に新保険証（カード）を郵送いたします。

●【被保険者証の扱いは大切にしましょう】

被保険者証は、皆さんが健康保険に加入していることを示す身分証明書です。医療機関では、被保険者証によって皆さんが健康保険の加入者であることを確認しており、医療のパスポートの役割を果たしています。逆を言えば、万が一紛失した場合、他人が身分証明書として悪用し、借金をするなどのトラブルが起きる恐れもあります。被保険者証がカード化されて個人単位に持つようになると、紛失の危険性が今以上に高まります。クレジットカードのように使用を差し止めることができませんので、取扱いには十分ご注意ください。万一、被保険者証を無くしたら、**速やかに、最寄の警察(交番)、健保組合**に連絡して下さい。健保組合では、「被保険者証再交付申請書」の提出を受けて再発行します。再発行までには、約 2 週間かかります。

●【議員変更のお知らせ】

健保役職	事業所	新任	退任
常務理事	ライオン(株) 本社	坂入 茂	橋本 昭三
互選理事	ライオン(株) 小田原工場	松下 滋	今岡 清彦
互選議員	ライオンパッケージング(株)	大屋 嘉彦	中澤 篤司

●【新しい常務理事のご紹介】

平成 21 年 1 月 6 日付で、坂入理事が理事会の同意を得て、理事長指名により、ライオン健康保険組合の常務理事に就任致しました。尚、当健保業務にご尽力いただきました橋本前常務理事は、昨年 12 月末で退任致しました。

●【事務局メンバー】

平成 21 年 3 月現在の健保組合の事務局は下記の 4 名です。どうぞ宜しくお願い致します。

事務長：鈴木 隆久
書記：佐原 廣司
書記：城 高史
書記：野村 ゆり子

ライオン健康保険組合 ☎03-3621-6171